5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Preliminary Design Work of Preliminary Facility Design Work for Renovation of North Ward and Central Medical Treatment Building, Kyoto University

⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 PM, 25 September, 2018

⑷　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 PM, 16 November, 2018

⑸　Contact point for documentation relating to the proposals : Facilities Contract Section, Planning Division, Facilities Management Department, Kyoto University, Yoshida-honmachi Sakyo-ku Kyoto-shi 606―8501 Japan TEL 075―753―2308

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

大河津分水路新第二床固改築Ⅰ期工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年9月13日

北陸地方整備局長　吉岡　幹夫

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　工事名　大河津分水路新第二床固改築Ⅰ期工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　新潟県長岡市寺泊野積地先

3　工事内容

ニューマチックケーソン基礎工　9基

・鋼殻ケーソン　9基

・躯体コンクリート　14,157㎥

・中埋コンクリート　8,757㎥

本堤工　1式

・摩耗対策プレート調整設置　9基

・コンクリート　5,987㎥

減勢工　1式

・減勢工組立据付　52基

・コンクリート　8,986㎥

護床工　1式

・型枠ブロック製作設置　84基

・プレパクドコンクリート骨材製作設置　2,125㎥

・モルタル注入　1,020㎥

仮設工　1式

・仮橋・仮桟台工　1式

・ガイド杭工　1式

工期　契約締結日の翌日から平成35年3月31日まで

4　申請の時期

平成30年9月13日から平成30年9月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成30年10月1日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成30年9月13日から

〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館　北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話025―280―8880㈹内線2523において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（6⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　6⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年9月13日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式2、別記様式3－1－1及び別記様式3－1－2と同一であるので、これを使用して作成することができる。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年3月30日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成30年3月30日付け公示6（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3社の組合せとする。

①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成30年9月28日において次の要件を満たすものとする。

①　平成15年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記⒜から⒞の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）。